

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 2 月 6 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25-41380-0347 号
工事（委託業務）名	砂防（交付）工事（法面）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 特記仕様書第 10 章 11 には工事支障物件が無しとなっていますが、第 32 章には架空線がある場合の対策が記載されています。工事に支障となる架空線は無いという理解で良いですか？</p> <p>3. 特記仕様書第 29 章三者協議の対象工事となっていないませんが、設計変更ガイドラインに基づく受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で良いですか？</p> <p>4. 図面番号 7/11～8/11 の「法面工展開図」内に「※起工測量にて現状地形を確認後、対策範囲（面積）を調整することが望ましい。」と記載され、図面番号 9/11～10/11 の「鉄筋挿入工配置図（参考図）」には「※設置位置（間隔）は現地状況（切土法面）に合わせて調整することが望ましい。」と記載されておりますが、これらは起工測量を含む設計図書の照査結果を基に変更図面を作成することを示唆しているものと推察します。変更図面の作成は設計図書の照査の範囲を超えるものであることから、設計変更ガイドラインに基づき設計図書の照査結果を基にした変更図面は発注者が作成し受注者に提供するという理解で良いですか？</p> <p>5. 引抜試験の結果を基に鉄筋挿入工詳細図を変更する場合は発注者が変更図面を作成して受注者に提供し、鉄筋挿入工の変更は協議の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>6. 周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で良いですか？</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 御理解のとおりです。</p> <p>2. 工事箇所に支障となる架空線はありません。なお、特記仕様書第 32 条には資材置き場等の工事に係わる全ての架空線等の対策が必要なことから明記しています。</p> <p>3. 必要と認められるときは、三者協議を行います。</p> <p>4. 福島県工事請負契約約款第 18 条第 4 項に基づき設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。</p> <p>5. 引き抜き試験の結果に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議願います。</p> <p>6. 御理解のとおりですが、施工開始にあたっては受注者からも地域への周知をお願いします。</p>	

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月6日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25-41380-0347 号
工事（委託業務）名	砂防（交付）工事（法面）
質 問 事 項	
<p>1 2 段目法面の鉄筋挿入工施工時期ですが、1 段目法面の土工・法枠工を施工後、1 段目・2 段目法面の鉄筋挿入工を施工してよろしいでしょうか。</p> <p>2 鉄筋挿入工詳細図（参考図）内に特記事項として「1.HD ボルトの設置地盤は、極限周面摩擦抵抗の確認が必要である。HD ボルト設置地盤にて引抜試験を実施して、当該摩擦抵抗を確認すること。」と記載されておりますが、引抜試験は変更協議の対象という理解で良いですか？ 変更協議ではなく計上されているのであれば、どの部分で追加計上表記されていますでしょうか？</p> <p>3 No.0-14.260 付近の国有地道路占用許可は下りていると考えてよろしいでしょうか。以上ご教示お願いいたします。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 法面の安定が確保されなければ、2 段目法面の鉄筋挿入工施工前に 1 段目法面の施工をすることは認められません。</p> <p>2 共通仮設費率に含まれています。</p> <p>3 道路占用は許可済です。なお、占用期間延長については手続き中です。</p>	